

就職氷河期世代の新規就農促進事業規程

(目的)

第1条 本規程は、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、宮城県就職氷河期世代の新規就農促進事業補助金交付要綱（令和2年4月1日付け農振第4号宮城県農政部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づく就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期事業」という。）に関する取扱について定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 就農に向けて、「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知。以下「研修認定基準」という。）に基づき、宮城県が認める研修機関において研修を受ける者に対して、公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）が就職氷河期世代の新規就農促進資金（以下「資金」という。）を交付する。

(交付要件)

第3条 理事長は、別に定める就職氷河期事業の要件を満たす者に対して、予算の範囲内で資金を交付する。

(資金額及び交付対象となる研修期間)

第4条 資金の額は、研修期間1年につき1人あたり最大150万円とする。また、交付対象となる研修期間は最長2年間とする。

(研修計画の承認申請)

第5条 就職氷河期事業の交付を受けようとする者は、別に定める研修計画に関係書類を添えて、理事長に承認申請する。

(研修計画の変更申請)

第6条 前条の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、理事長に計画の変更を申請する。

(交付申請)

第7条 第5条及び第6条の承認を受けた者は、別に定める交付申請書を作成し、資金の交付を理事長に申請する。

2 交付の申請は交付対象となる研修期間の半期分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象研修期間の最初の日から1年以内に行うものとする。なお、交付対象となる研修期間が1年を超える場合は、交付の申請は交付対象となる研修期間の最初の日から1年以内に行うことができるものとする。ただし、いずれの場合も交付の申請は第5条の承認を受けた年度内に行うものとする。また、交付申請額は資金の対象研修期間の月数分の額とする。

(研修状況報告)

第8条 就職氷河期事業の交付を受けた者(以下「就職氷河期事業交付対象者」という。)は、別に定める報告書を理事長に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行うものとする。

(資金の交付停止)

第9条 理事長は、就職氷河期事業交付対象者が別に定める事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止することができるものとする。

(資金の返還)

第10条 就職氷河期事業交付対象者は、別に定める事項のいずれかに該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として理事長が認めた場合はこの限りでない。

(交付の中止)

第11条 就職氷河期事業交付対象者は、就職氷河期事業の受給を中止する場合は、別に定める中止届を理事長に提出するものとする。

(交付の休止)

第12条 就職氷河期事業交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は理事長に、別に定める休止届を提出するものとする。
2 前項の休止届を提出した就職氷河期事業交付対象者が研修を再開する場合は、別に定める研修再開届を提出するものとする。

(研修終了後の確認)

第13条 就職氷河期事業交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までに、その直前の6カ月間の就農状況について別に定める就農状況報告を理事長に提出するものとする。

なお、就職氷河期事業の交付対象となる研修期間終了後、引き続き就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画を作成し、第5条の手続きに準じて、理事長に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届を理事長に提出するものとする。

2 継続研修は就職氷河期事業交付対象となる研修期間終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

3 継続研修の期間中は第8条の規定に準じて、研修の実施状況の報告を理事長に行わなければならない。

(住所等変更報告)

第14条 就職氷河期事業交付対象者及び連帯保証人は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に別に定める住所等変更報告を理事長に届け出るものとする。

(返還免除)

第15条 就職氷河期事業交付対象者は、第10条のただし書きの病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は、別に定める返還免除申請書を理事長に申請するものとする。

(書類の経由)

第16条 申請書並びに就職氷河期事業交付対象者が理事長に提出する申請書等の提出にあたっては、別に定める研修教育機関、市町村又は市町村を範囲とする地域担い手育成センターを経由するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。